

平成 25 年度における入札・契約制度の拡充等

1 建設工事における技術・社会貢献評価項目の拡充等

社会情勢に対応して建設企業の社会貢献活動をより一層適正に評価し、その健全な育成を図るため、災害時に必要な建設機械を保有する企業や、ひょうご障害者ハート購入企業に対して、技術・社会貢献評価項目を新設するとともに、建設業の後継者育成や保護観察対象者等の就労促進に寄与した場合の加点対象を拡充する。

(1) 項目の新設

ア 災害協定締結企業における機械保有加点制度の^{新設}

建設業界において建設機械の保有を手控える傾向が進んだ場合、災害時の緊急対応に支障を生じるおそれがあることから、災害協定締結企業の実効性を確保するため、機械保有状況に応じた加点制度を新設する。

〔対象機械〕経営事項審査で評価対象としている災害緊急対応に不可欠な次の建設機械であって、正常に稼働するもの。

ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル

〔加点点数〕2点/台（上限10点）

イ ひょうご障害者ハート購入企業における加点制度の^{新設}

事業所等への発注により、障害者の工賃・雇用条件の向上に寄与するため、「ひょうご障害者ハート購入企業」として、県が認定した建設企業を加点対象とする。

〔ひょうご障害者ハート購入企業
県内事業所等から年間100万円を超える物品又は役務を調達等している企業〕

〔加点点数〕8点

(2) 項目の拡充

ア インターンシップ協力企業における加点制度の^{拡充}

建設業の後継者育成に取り組んでいる企業を応援して若手入職者の育成を図るため、既に評価対象としている県内工業高校等が行う「高校生就業体験事業」、県立公共職業能力開発施設が行う「インターンシップ」に加え、県内専修学校等が行う「インターンシップ」の生徒を受け入れた場合にも、加点対象とする。

〔対象学校〕専修学校、各種学校の建設産業関連コース

〔時間数〕48h以上受け入れた場合

〔加点点数〕8点

イ 保護観察対象者等雇用企業における加点制度の**拡充**

県内協力雇用主の半数近くを占める建設業者の多くが零細規模であり、直接県発注工事の元請け業者となることは少ないため、既に評価対象としている保護観察対象者等を雇用した場合に加え、保護観察対象者等を雇用した下請業者等を活用した場合にも、加点対象とする。

〔対象企業〕保護観察対象者等を雇用した企業(直接雇用)

下請業者として活用した企業(下請活用 30 万円以上 (県発注工事に
限定せず。))

〔雇用期間〕3ヶ月以上

〔加点点数〕16点(加点期間：直接雇用2年、下請活用：1年)

<実施時期>平成25年4月1日(平成26年7月1日以降の評価に反映)

2 測量・建設コンサルタント等業務における技術・社会貢献評価項目の拡充等

社会情勢に対応した測量・建設コンサルタント企業の社会貢献活動をより一層適正に評価し、その健全な育成を図るため、建設工事に準じて、技術・社会貢献評価項目の拡充等を行う。

(1) 項目の新設

ア ひょうご障害者ハート購入企業における加点制度の**新設**

事業所等への発注により、障害者の工賃・雇用条件の向上に寄与するため、「ひょうご障害者ハート購入企業」として、県が認定した企業を加点対象とする。

〔 ひょうご障害者ハート購入企業
県内事業所等から年間 100 万円を超える物品又は役務を調達等している企業 〕

〔 加点点数 〕 1 点

(2) 項目の拡充

ア インターンシップ協力企業における加点制度の**拡充**

建設産業の後継者育成に取り組んでいる企業を応援して若手入職者の育成を図るため、既に評価対象としている県内工業高校等が行う「高校生就業体験事業」、県立公共職業能力開発施設が行う「インターンシップ」に加え、県内専修学校等が行う「インターンシップ」の生徒を受け入れた場合にも、加点対象とする。

〔 対象学校 〕 専修学校、各種学校の建設産業関連コース

〔 時間数 〕 48h 以上受け入れた場合

〔 加点点数 〕 1 点

イ 保護観察対象者等雇用企業における加点制度の**拡充**

建設工事に準じて、既に評価対象としている保護観察対象者等を雇用した場合に加え、保護観察対象者等を雇用した下請業者等を活用した場合にも、加点対象とする。

〔 対象企業 〕 保護観察対象者等を雇用した企業(直接雇用)

下請業者として活用した企業(下請活用 30 万円以上(県発注工事に限定せず。))

〔 雇用期間 〕 3 ヶ月以上

〔 加点点数 〕 2 点(加点期間：直接雇用 2 年、下請活用：1 年)

<実施時期> 平成 25 年 4 月 1 日(平成 26 年 7 月 1 日以降の評価に反映)

3 一般土木工事におけるJV工事各構成員の出資比率の見直し

国土交通省ではJV構成企業数の上限を3者とし、出資比率20%以上の施工実績を入札参加条件の実績としてカウントし、本県も含め各府県においても施工実績については同様に取り扱いしている。

しかし、本県発注基準ではWTO案件(19.4億円以上)については、4~5者JVとしているため、「その他構成員」の出資比率が15%程度となるケースも多く、県内業者の施工実績としてカウントされないため、JV工事各構成員の最低出資比率を引き上げる。

発注対応金額	工種	JVの構成員数		最低出資比率	
				現行	見直し後
WTO案件 19.4億円以上	一般土木工事	4~5者	4者	15%以上	20%以上
			5者	12%以上	同左
	建築・電気・管・ 橋梁(上部)工事	3者	20%以上	同左	

<実施時期> 平成25年4月1日以降、入札公告・入札通知を行うものから施行

4 総合評価落札方式（簡易型）における配点割合の見直し

より適切な技術力を持つ企業を選定することにより、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を締結し、公共工事の品質を確保するため、施工計画の配点割合を高めるとともに、項目間のバランスに配慮した見直しを行う。

簡易型（満点45点）

【現 行】	企業実績 10点	地域貢献 15点	技術者 8点	施工計画 12点
【見直し後】	企業実績 9点	地域貢献 9点	技術者 9点	施工計画 18点

簡易型（満点33点）

【現 行】	企業実績 6点	地域貢献 15点	技術者 2点	施工計画 10点
【見直し後】	企業実績 6点	地域貢献 10点	技術者 2点	施工計画 15点

<実施時期> 平成 25 年 4 月 1 日以降、入札公告・入札通知を行うものから施行